

電気需給約款【高圧】 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定の概要	改定前	改定後
改訂日を更新しました。	[最終改訂日：令和5年10月1日]	[最終改訂日：令和6年4月1日]
<p>電源調整額の算定について 固定価格の改定および 変動価格の算定式を 見直しました。</p>	<p>3. 電源調整額の算定</p> <p>(1) 電源調整単価</p> <p>供給エリアに応じた1キロワット時当たりの電源調達調整単価は、次の算式によって算定された値とする。</p> <p>なお、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭以上となり、かつ、13円00銭以下となる場合の電源調達調整単価は、ゼロ円とする。また、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいう。電源調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</p> <p>(a) 1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭を下回る場合</p> $\text{電源調整単価} = \{\text{固定価格} + (\text{平均市場価格} - 7\text{円}00\text{銭}) \times (5)\text{の基準単価} / (1 - \text{損失率})\} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(b) 1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合</p> $\text{電源調整単価} = \{\text{固定価格} + (\text{平均市場価格} - 13\text{円}00\text{銭}) \times (5)\text{の基準単価} / (1 - \text{損失率})\} \times (1 + \text{消費税率})$	<p>3. 電源調整額の算定</p> <p>(1) 電源調整単価</p> <p>供給<u>区域</u>に応じた1キロワット時当たりの電源調整単価は、次の算式によって算定された値とする。<u>なお</u>、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいう。<u>また</u>、<u>電源調整単価</u>の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</p> <p><u>電源調整単価 = (固定価格 + 変動価格) × 消費税</u></p>

市場調整価格の算定について
時間帯ごとに平均市場価格を用いて
算定するよう見直しました。

(2) 固定価格

固定価格は、次のとおりとする。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の固定単価および適用開始時期は、第 16 条に定める方法により通知する。

1 キロワット時につき	4 円 65 銭
-------------	----------

(2) 固定価格

固定価格は、次のとおりとする。なお当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の固定単価および適用開始時期は、第 16 条に定める方法により通知する。

1 キロワット時につき	3 円 61 銭
-------------	----------

(3) 変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値とする。

変動価格 = 市場調整価格 × 基準単価

1. 市場調整価格

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの市場調整価格は、(2) に定める (i) から (iii) の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計とする。なお、(2) に定める (i) から (iii) の区分ごとの供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭以上となり、または 13 円 00 銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円とする。

(a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭を下回る場合

市場調整価格 = (平均市場価格 - 7 円 00 銭) × (3) に定める係数 ÷ (1 - 損失率)

(b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合

市場調整価格 = (平均市場価格 - 13 円 00 銭) × (3) に定める係数 ÷ (1 - 損失率)

平均市場価格の算定にあたり
時間帯の区分と係数を
新たに設けました。

(3) 平均市場価格

平均市場価格は、JEPX が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、エリアプライスの平均値とし、供給エリアごとに算定する。

なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとする。また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(4) 損失率

損失率は、供給エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率とする。

2. 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、(i)09:00 から 15:00、(ii)15:00 から 21:00、(iii)21:00 から 09:00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定する。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとする。また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(4) 時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりとする。なお、当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、第 16 条に定める方法により通知する。

<u>供給区域</u>	<u>区分</u>	<u>時間帯区分係数</u>
東北、東京	<u>(i)09:00 から 15:00</u>	<u>0.15</u>
	<u>(ii)15:00 から 21:00</u>	<u>0.70</u>
	<u>(iii)21:00 から 09:00</u>	<u>0.15</u>
中部、北陸、関西、中国、四国、九州	<u>(i)09:00 から 15:00</u>	<u>0.40</u>
	<u>(ii)15:00 から 21:00</u>	<u>0.40</u>
	<u>(iii)21:00 から 09:00</u>	<u>0.20</u>

(5) 損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率とする。

<p>基準単価について 上限を定め、使用月ごとに定めるよう見直しました。</p>	<p>(5) 基準単価 基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、次のとおりとする。なお、当社は、JEPX スポット取引市場の価格推移等を踏まえ、当社が必要と判断した場合は、本基準単価の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の基準単価および適用開始時期は、第 16 条に定める方法により通知する。</p> <table border="1" data-bbox="577 379 1346 427"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>0 円 20 銭</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき	0 円 20 銭	<p>(6) 基準単価 基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、<u>基準単価の上限値を超えない限り</u>で月毎に定め、使用月の前月までにホームページ等で通知するものとする。なお、基準単価の上限値は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1368 308 2134 355"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>1 円 00 銭</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき	1 円 00 銭
1 キロワット時につき	0 円 20 銭					
1 キロワット時につき	1 円 00 銭					